

諮問番号：平成29年度諮問第5号

答申番号：平成29年度答申第6号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った平成29年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

広島市〇区〇〇丁目〇番〇の土地（以下「本件土地」という。）は、審査請求人の先祖が〇〇の開通に当たって土地を提供したため、土地が分かれた。その後、周りに家が建ったため、隣地の道路が分断された状況になっている。審査請求人ら夫婦は被爆二世であり、この先を考えると不安ばかりが募るので、税を賦課しないようにしてほしい。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 固定資産税等を課税することについて

ア 地方税法の規定

(7) 固定資産税

a 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第341条第1号は、固定資産について、土地、家屋及び償却資産を総称する旨規定し、同条第2号は、土地について、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう旨規定している。

b 法第342条第1項は、固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する旨規定している。

c 法第343条第1項は、固定資産税は、固定資産の所有者に課する旨規定し、同条第2項は、同条第1項の所有者とは、土地については、登記簿に所有者として登記されている者をいう旨規定している。

d 法第359条は、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1

月1日とする旨規定している。

(4) 都市計画税

- a 法第702条第1項は、市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる旨規定している。
- b 法第702条第2項は、同条第1項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条（第3項、第8項及び第9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう旨規定している。
- c 法第702条の6は、都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする旨規定している。

イ 固定資産税等の納税義務者

- (7) まず、固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の資産価値に着目し、その所有という事実に応税力を認めて課する一種の財産税であるところ、法は、その納税義務者を固定資産の所有者とすることを基本としており（法第343条第1項）、その要件の充足の有無を判定する基準時としての賦課期日を当該年度の初日の属する年の1月1日としている（法第359条）。そのため、この所有者は、当該年度の賦課期日現在の所有者を指すこととなる（最高裁平成26年9月25日判決）。
- (4) また、都市計画税の納税義務者について、法は、市街化区域内に所在する土地又は家屋の所有者とし（法第702条第1項）、その賦課期日を当該年度の初日の属する年の1月1日としており（法第702条の6）、この所有者とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条（第3項、第8項及び第9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいうと定めている（法第702条第2項）。
- (7) これを本件についてみると、本件土地は、広島市の市街化区域内に所在する土地であり、審査請求人は、平成29年度分の固定資産税等の賦課期日（平成29年1月1日。以下「本件賦課期日」という。）当時、本件土地の登記簿に所有者として登記されている。
- (イ) 審査請求人は将来への不安が募ると主張しているが、審査請求人は、本件土地に係る平成29年度分の固定資産税等について所有者とされる者であるから、本件土地に係る同年度分の固定資産税等について納税義務を負うこととなる。

(2) 本件処分に係る税額の算出について

ア 固定資産税

(7) 本則課税による税額

a 算出方法

(a) 基準年度の土地に対して課する第三年度の固定資産税の額は、基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳（法第341条第10号）に登録されたものを課税標準とし（法第349条第3項）、その額に税率（1.4%（広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号。以下「条例」という。）第62条））を乗じて算出する。

(b) ただし、当該土地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内の農地（市街化区域農地。法附則第19条の2第1項）である場合、土地課税台帳に登録された価格の3分の1の額を課税標準として税額を算出する（法附則第29条の7第2項）。

b 課税標準額

(a) 本件土地は、市街化区域農地に当たる。

(b) 平成29年度分の固定資産税の課税標準額は、同年度の登録価格907万3218円の3分の1の額302万4000円（1000円未満の端数切捨て（法第20条の4の2第1項））である。

c 税額

平成29年度分の固定資産税の課税標準額302万4000円に税率（1.4%）を乗じると、固定資産税の額は、4万2300円（100円未満の端数切捨て（法第20条の4の2第3項））である。

(4) 農地調整固定資産税額

a 算出方法

当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該農地の当該年度の負担水準（法附則第17条第8号）に応じた負担調整率（負担水準が0.8以上0.9未満のものについては、1.05）を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額として算出する（法附則第19条第1項及び附則第29条の7第4項）。

b 課税標準額

(a) 本件土地の負担水準は、 0.88 （ $=$ 平成28年度の課税標準額 \div （平成29年度の登録価格の3分の1） $=$ 268万2226円 \div （907万3218円 \times 1/3） $=$ 268万2226円 \div 302万4406円 \approx 0.88）である。

(b) 負担水準が0.8以上0.9未満であることから、負担調整率は、1.05である。

(c) 平成29年度分の固定資産税の課税標準額は、平成28年度の課税標準額268万2226円に負担調整率を乗じて得た額281万6000円（1

000円未満の端数切捨て)である。

c 税額

平成29年度分の固定資産税の課税標準額281万6000円に税率(1.4%)を乗じると、固定資産税の額は、3万9400円(100円未満の端数切捨て)である。

(h) 固定資産税の額

本則課税により算出した農地に係る固定資産税額が、農地調整固定資産税額を超える場合には、当該農地に係る固定資産税額は、当該農地調整固定資産税額となる(法附則第19条第1項並びに附則第29条の7第2項及び第4項)ところ、本則課税による税額4万2300円が農地調整固定資産税額3万9400円を超えるため、本件土地の平成29年度分の固定資産税の額は、農地調整固定資産税額3万9400円である。

(i) 小括

したがって、本件土地に係る平成29年度分の固定資産税の額を3万9400円とする本件処分は、前記(h)の額と同額である。

イ 都市計画税

(7) 本則課税による税額

a 算出方法

(a) 基準年度の土地に対して課する第三年度の都市計画税の額は、基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳(法第341条第10号)に登録されたものを課税標準とし(法第349条第3項並びに第702条第1項及び第2項)、その額に税率(0.3%(条例第124条))を乗じて算出する。

(b) ただし、当該土地が市街化区域農地である場合、土地課税台帳に登録された価格の3分の2の額を課税標準として税額を算出する(法附則第29条の7第3項)。

b 課税標準額

(a) 本件土地は、市街化区域農地に当たる。

(b) 平成29年度分の都市計画税の課税標準額は、同年度の登録価格907万3218円の3分の2の額604万8000円(1000円未満の端数切捨て)である。

c 税額

平成29年度分の都市計画税の課税標準額604万8000円に税率(0.3%)を乗じると、都市計画税の額は、1万8100円(100円未満の端数切捨て)である。

(i) 農地調整都市計画税額

a 算出方法

当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該農地の当該年度の負担水準に応じた負担調整率（負担水準が0.7未満のものについては、1.1）を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額として算出する（法附則第26条第1項及び附則第29条の7第4項）。

b 課税標準額

(a) 本件土地の負担水準は、 0.49 （＝平成28年度の課税標準額÷（平成29年度の登録価格の3分の2）＝ $301万2218円$ ÷（ $907万3218円$ × $2/3$ ）＝ $301万2218円$ ÷ $604万8812円$ ＝ 0.49 ）である。

(b) 負担水準が0.7未満であることから、負担調整率は、1.1である。

(c) 平成29年度分の都市計画税の課税標準額は、平成28年度の課税標準額 $301万2218円$ に負担調整率を乗じて得た額 $331万3000円$ （ $1000円$ 未満の端数切捨て）である。

c 税額

平成29年度分の都市計画税の課税標準額 $331万3000円$ に税率（0.3%）を乗じると、都市計画税の額は、 $9900円$ （ $100円$ 未満の端数切捨て）である。

(h) 都市計画税の額

本則課税により算出した農地に係る都市計画税額が、農地調整都市計画税額を超える場合には、当該農地に係る都市計画税額は、当該農地調整都市計画税額となる（法附則第26条第1項並びに附則第29条の7第3項及び第4項）ところ、本則課税による税額 $1万8100円$ が農地調整都市計画税額 $9900円$ を超えるため、本件土地の平成29年度分の都市計画税の額は、農地調整都市計画税額 $9900円$ である。

(i) 小括

したがって、本件土地に係る平成29年度分の都市計画税の額を $9900円$ とする本件処分は、前記(h)の額と同額である。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

平成29年10月24日 審査庁から諮問書を受領

平成29年11月13日 第1回合議体会議 調査審議

平成29年11月21日 処分庁への調査依頼

平成29年12月11日 第2回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 固定資産税等を課税したことについて

- (1) 固定資産税は、固定資産につき当該年度の初日の属する年の1月1日に所有者である者に課せられる（法第343条第1項及び第359条）。そして、この所有者とは、土地又は家屋について登記簿に所有者として登記されている者をいうとされている（法第343条第2項）。

また、都市計画税は、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地又は家屋につき当該年度の初日の属する年の1月1日に所有者である者に課せられる（法第702条第1項及び第702条の6）。そして、この所有者とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいうとされている（法第702条第2項）。

- (2) 本件賦課期日当時、審査請求人は、本件土地の登記簿に所有者として登記されている。
- (3) したがって、審査請求人は、本件土地に係る平成29年度分の固定資産税等について納税義務を負うため、審査請求人に対して行われた本件処分は適法である。

なお、本件土地が法の規定により非課税となる固定資産に該当するとは認められない。

2 本件処分に係る税額の算出について

本件土地に係る平成29年度分の固定資産税等の額については、審理員意見書の理由のとおり法等の規定に基づき算出されており、適正であると認められる。

広島市行政不服審査会合議体

委員(合議体長) 大久保 隆志、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実